

栗東市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき執行した公の施設の指定管理者監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和3年11月1日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 田中 英樹

公の施設の指定管理者監査の結果

第1. 監査の種類 公の施設の指定管理者監査（地方自治法第199条第7項）

第2. 監査の根拠 栗東市監査委員監査基準に準拠し、実施した。

第3. 監査の対象

施設 栗東シルバーワークプラザ
指定管理者 公益社団法人 栗東市シルバー人材センター
所管部署 産業経済部 商工観光労政課

第4. 監査の期間 令和3年9月6日～令和3年9月27日

第5. 監査の着眼点

1 指定管理者関係

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
 - ア 普通地方公共団体や市長等との協議、通知、各種報告は協定等どおりなされているか。
特に、協議、承認なく処理しているものはないか。
 - イ 協定等の内容に反する第三者への委託を行っていないか。
 - ウ 管理に関する経費の請求、受領は協定等どおりなされているか。
 - エ 事業報告書の提出は期限内になされているか。
 - オ 事業報告書は適正に作成されているか。（管理業務の実施状況及び利用状況、料金収入の実績や管理経費の収支状況等）
 - カ 経費節減は図られているか。
 - キ 住民の平等利用は確保されているか。
- (3) 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になさ

れているか。

ア 利用料金はあらかじめ承認を得ているか。

イ 利用料金の収納は適正に行われているか。

ウ 利用料金は、管理経費に充当され適正に運用されているか。

(4) 利用促進のための努力はなされているか。

(5) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

(6) 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

(7) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程等の諸規程は、整備されているか。

2 所管部署関係

(1) 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

ア 指定管理者の指定の手続き、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項は条例に規定されているか。

イ 利用料金制を採用している場合、条例に規定されているか。また、指定管理者が利用料金を定める場合、利用料金は合理的なものになっているか。その承認の手続きは適正に行われているか。

(2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

ア 指定管理者に管理を行わせる施設の名称、指定管理者となる団体の名称、指定期間等について、議会の議決を経ているか。

イ 指定にあたって、学識経験者等の意見等を聴いているか。

ウ その他指定の手続きは条例等に基づき適正に行われているか。

(3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

(4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

ア 管理する施設及び業務の内容は明確になっているか。

イ 指定管理者との間の経費の負担区分は明確になっているか。

ウ 条例等に定められた管理の範囲を超える内容となっていないか。

エ 個人情報保護に関して必要な措置を講じているか。

(5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。

(6) 事業報告書の点検は適切になされているか。

(7) 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

(8) 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

第6. 監査の方法

監査の対象となる公の施設の指定管理者及び当該施設を所管する部署に係る令和2年度の出納その他事務の執行が適正に行われているかどうか、また指定管理者制度の目的に沿った運営がなされているかについて関係書類の提出を求め、書面及び現地調査を行い、所管部署及び関係者からの説明を聴取し監査を実施した。

第7. 監査対象の概要

1 指定管理者の概要

- (1) 名称 公益社団法人 栗東市シルバー人材センター
- (2) 所在地 栗東市小野452番地1
- (3) 代表者 理事長 高野 正勝

2 業務の範囲

- (1) 栗東シルバーワークプラザの使用の許可に関する業務
- (2) 栗東シルバーワークプラザの維持管理に関する業務
- (3) 栗東シルバーワークプラザの設置及び管理に関する条例第3条に規定する事業に関すること
 - ア 高齢者の就業機会の提供
 - イ 高齢者の就業に関する相談及び情報の収集
 - ウ 高齢者に対する軽易な仕事に関する知識及び技能の付与を目的とした講習等の実施
 - エ 臨時的・短期的な就業を希望する高齢者に対する無料職業紹介
- (4) その他栗東シルバーワークプラザの管理及び運営に関し必要な業務

3 指定管理期間

平成28年4月1日～令和3年3月31日

※令和2年度 選定手続きを経て、令和3年4月1日から5年を期間とする基本協定書を締結

4 指定管理費

令和2年度 1,500,000円

5 施設の概要

- (1) 名称 栗東シルバーワークプラザ
- (2) 所在地 栗東市小野452番地1
- (3) 設置時期 平成5年4月
- (4) 会員数 486人(令和3年3月31日現在)
- (5) 施設利用者 8,214人(令和3年3月31日現在)

(6) 施設概要

ア 敷地面積 1,652㎡

イ 建物概要

構造：鉄骨造2階建(事務所棟) 鉄骨平屋建(作業棟、多目的ハウス)

延床面積：624.13㎡

内訳(事務所棟) 404.00㎡

(作業棟) 120.00㎡

(多目的ハウス) 23.83㎡

(その他) 76.30㎡

施設内容：事務所棟1階 事務室・休憩室・展示コーナー・書庫等

事務所棟2階 研修室・和室・書庫等

作業棟 木工室・軽作業室・倉庫

その他 自転車置場・多目的ハウスなど

ウ 付属施設 駐車場(所在地：小野446番地1 敷地面積：1,281㎡)

第8. 監査の結果

監査の結果、指定管理にかかる令和2年度の財務その他事務の執行については特に指摘すべき事項はなく、基本協定書に基づく業務の履行についても概ね適正であると認められた。

令和2年度はコロナ禍という特別な状況下でありながら、栗東市シルバー人材センターの運営には大きな影響を受けることはなく、公共機関はもちろんのこと民間企業からの継続した事業受託もあって、令和2年度における契約金額は前年度比4.7%の減にとどまっている。公益目的事業における収支に黒字が出ることについて、シルバー人材センターが事業を継続的に行い安定した経営を目指すためにも、収支相償の原則を維持しつつ事業の目的を踏まえた中で、翌事業年度以降の公益事業の充実や拡大、および公益目的事業にかかる特定費用準備資金を積み立てる方法等を含め有効活用につながる方策について研究されたい。

今後も新規会員の確保と特に専門的技術を持った後継者の育成に取り組み、高齢者の活躍の場、社会参加の場の充実に努められることを期待している。

以 上